No. 21

一、役員ノ銓衡
組長ハ各班会員ノ自由ニ任意ノ銓衡
委員ハ選出セル者ノ内ノ最長年者ヲ以テ委員長
トシ協定ニ於テ之ヲ銓衡セラルヽコトヽ定
但シ銓衡中日程ヲ変更シ於テノ実
ニ加ヘ能ハザル場合ハ委員長ノ裁定ニ拠ル組長
ハ採否ヲ通シ裁定シ協議ノ上決定ス
一、予算　委員会裁定
杉崎委員長ハ予算大体ニ於テ